

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月 7日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 木下 誠



1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

平成20年度ファクシミリ賃貸借及び保守等（電子入札対象案件）

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 ①賃貸借は平成21年1月1日から平成24年3月31日まで

②保守等は平成21年1月1日から平成21年3月31日まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 入札金額は、1ヶ月当たりの借入代金を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもっ

て落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 電子入札システムの利用 本案件は、入札及び入札書類データ（証明書等）の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 当該借入物品に係る納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該借入物品の仕様が仕様書の基準を満足すること
を証明した者であること。

(6) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、
近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと

(7) 電子入札システムによる場合は、電子認証(I C カ
ード)を取得していること。

(8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合
わせ先

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館 国土交通省 近畿地方整備局
総務部契約課購買係

電話06-6942-1141(内線2536)

(2) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

① 国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp/>

② 問い合わせ先

(1)の問い合わせ先と同じ。

(3) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等受領期限

平成20年11月17日16時00分

(4) 電子入札システムによる入札書の受領期限及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限

平成20年12月 4日16時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成20年12月 5日10時00分

国土交通省近畿地方整備局入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

- ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく競争参加資格申請書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記3(3)に示す受領期限までにこれを上記3(2)に示すURLに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく競争参加資格申請書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記3(3)に示す受領期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象

借入物品の仕様書等は、支出負担行為担当官において審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ使用目的に耐え得ると判断した当該借入物品の仕様等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要。

(7) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最

低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 詳細は入札説明書による。